

「小児かかりつけ制度」の

ご案内

「小児かかりつけ制度」とは、病気の診療だけではなく 予防接種や健診などを通して今まで以上に 平井こどもクリニック「小児かかりつけ医（主治医）」を身近に感じていただき、お子さまの健康を守っていきましょう！という厚生労働省が推奨している取り組みです。

このたび同省の認可を受け、平井こどもクリニックも「小児かかりつけ医」として診療を行うことになりました。

「小児かかりつけ医」に登録できるお子さま

★ 対象：6歳未満のお子さま

当院で予防接種を主に接種され 4回以上受診されている方

※登録には「小児かかりつけ診療料」に関する署名が必要です

平井こどもクリニックで「小児かかりつけ医」の登録をご希望の方は
受付にてお申し出ください

「小児かかりつけ医」に登録された場合のメリット

夜間・休日の緊急時（診察時間外のと）に

電話などによるお問合せに対応します

★ カルテ（診療録）の表紙に かかりつけ医明記します

★ 平日 21 時まで 緊急時は専用電話で平井医師に連絡がとれます

（移動等で連絡が取れない場合があります。申し訳ございませんが#8000
または川口こども夜間救急診療所でご相談ください）

診察時間中はクリニック（048-290-4155）にご連絡ください

★ ご希望の方にはメールによる医療相談が可能です。（24h）

★ 急な病気・体調不良のとき、かかりつけ医として診療を行います

★ ぜんそく・アトピー性皮膚炎・花粉症など、慢性疾患の診療・管理を行います

★ 発達段階に応じた助言や指導、健康相談 をお受けします

- ★ 予防接種の接種歴、健診の受診歴を確認し、接種の案内・指導を行います
- ★ 必要に応じ、連携した専門医療機関への紹介をいたします
- ★ 診療時間内の電話によるお問合わせに対応します
(折り返しお電話になる場合があります)



「小児かかりつけ医」に登録された場合のデメリット

- ★ 「小児かかりつけ医」に登録できるのは、**ひとつの医療機関** だけです
平井こどもクリニックで登録された方で 他のクリニックに変更したい場合はお気軽にお知らせください
また他院からの変更も可能です。登録されたクリニックにて解除したい旨をお伝えください

「小児かかりつけ医」登録されたお子さまへのお願い

- ★ お子さまが体調不良の時、喘息やアレルギー症状がでたとき、
予防接種・各種健診の際は まず『平井こどもクリニック』をご検討ください
受診の強制ではありません
- ★ 緊急時など他の医療機関を受診された場合、次に平井こどもクリニックを受診した時に その旨 お知らせください
- ★ 薬の確認が必要な時は お薬手帳もお見せください

「小児かかりつけ登録」できるのはひとつの医療機関と決まっていますが
「登録したクリニック以外に行ってはいけない」ということではなく、
どの医療機関も自由に受診することができます
♪お気軽にお声がけください♪

以上は予告なく変更・中止する場合があります

2022年7月作成

平井こどもクリニック

